

2024年5月29日

青森県知事 宮下宗一郎 殿

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

むつ中間貯蔵施設安全協定に関する要望と公開質問状について（依頼）

貴職は、去る5月16日に標記の件について7月上旬から県民説明会を開催し、県議会等の議論を経て、協定締結について総合判断するとの方針を示しました。

標記の件について、当会は去る2月16日の貴職宛の公開質問状で「50年後の再処理稼働の可否等の具体的計画を国に求めるべき」と問うたのに対し、貴職は3月19日に「搬出時に稼働している再処理工場で処理する」と回答されました。

しかし、現時点で50年後に稼働する予定の再処理工場が特定されていないことから、使用済核燃料をむつ中間貯蔵施設に搬入する環境に無く、安全協定を議論できる条件は整っていないものと考えます。

以上のことから、下記により要望するとともに公開質問状を提出しますので、対応方についてよろしくお願い致します。

記

1、公開質問状（別紙）

回答は文書にて6月28日までをお願いします。

2、要望事項

- ① 知事判断の選択肢の一つに「事業の中止」を確保すること。
- ② 県民説明会の全会場に知事の出席。
- ③ 県民説明会の全会場に、国、RFS、東京電力、日本原電、電事連の責任者が出席されるよう知事から依頼すること。
- ④ 知事等が質問、意見の内容に沿う説明をし、参加者の質疑等を途中で打ち切らず、議論を尽くす運営とすること。
- ⑤ 説明会の状況や国、事業者の対応等によっては説明会の開催回数を増やすこと。
- ⑥ 発言者の意見の反映状況をまとめ、議事録を作成し、公表すること。
- ⑦ 郵便及びメール等での安全協定に関するパブリックコメントも実施すること。

連絡先

青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

☎ 0178-47-2321

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

むつ中間貯蔵施設の安全協定に関する公開質問状

- 問1 知事はむつ中間貯蔵施設の安全協定に関する県民説明会等の意見を聞いて、最終判断することであるが、県民等の意見を聞いた結果、協定案を修正あるいは、協定を締結しないこともあり得るのか知事の考えを伺いたい。
- 問2 東京電力柏崎刈羽原発の稼働の見込みがないことから、施設に搬入する必要性はないと考えるが、知事の見解を伺いたい。
- 問3 施設から50年以内に搬出することであるが、搬出先となる再処理工場は六ヶ所再処理工場なのか、他の再処理工場であるのかその場所、名称等を具体的に示していただきたい。(計画がある場合はその内容について)
- 問4 施設から50年以内に搬出することであるが、その責任は東京電力及び日本原電にあると考えるが、知事は両社からどのような約束、担保を得ているのか、また今後得ようとしているのか。これに対し、両電力会社はどのように対応しようとしているのか伺いたい。
- 問5 問4に関連して、国も、安全協定の当事者として署名するよう、知事は求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- 問6 今後、国の原子力エネルギー政策の変更や両電力会社、RFS の事情や災害等によって、50年以内に搬出されない場合の責任の所在と対応方を明記する公文書が必要と考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- 問7 国の原子力エネルギー政策の変更や両電力会社、RFS の事情や災害等によって、50年以内に搬出されない場合の、知事の責任の取り方について知事の見解と対応について伺いたい。
- 問8 2021年に策定された第6次エネルギー基本計画では、2014年策定の第4次エネルギー基本計画同様に、核燃料サイクルの中長期的対応について「状況の進展に応じて戦略的柔軟性をもたせる」旨、また「使用済核燃料を再処理せずにそのまま埋設する『直接処分』など代替処分オプションに関する調査、研究を着実に推進する」と明記されていることは、50年後は全量再処理政策がすすめられず、むつ中間貯蔵施設から再処理工場に搬出されない事態もあり得ることを示唆していることから、国に確認するべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- 問9 現在、国には50年後も全量再処理政策を継続する長期的原子力計画は存在しないことから、50年以内に搬出し、50年後も全量再処理政策を進めるとの、長期的原子力政策の裏付けを

国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 10 これまで国が策定した下記の原子力長期計画の具体的事業が実現していないことから、50年後に再処理できるとする具体的根拠を上記の計画以外に国及び両電力会社に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

(記) 昭和 62 年に策定した原子力研究開発長期計画で、六ヶ所再処理工場の操業開始を1990年代半ば、高速増殖炉の実証炉着工を90年代後半、第二再処理工場を2010年運転開始目途としながら、実現していない。

平成6年策定の同長期計画では、高レベル放射性廃棄物最終処分場操業開始を2030年代から

2040年代半ばとしたが、実現していない。

問 11 中間貯蔵施設 2 棟目の建設、操業スケジュール等について、両電力会社からどのような説明を受けているか、又まだ決まっていないのであれば、両電力会社に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 12 両電力会社が現在保有保管している使用済核燃料の量と、原発毎の最大保管能力及び今後の発生見込量の 5 年毎の試算を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 13 最近各原子力発電所で乾式貯蔵計画がすすめられているが、両電力会社の乾式貯蔵計画の内容、又は今後の計画策定の予定について、両電力会社に確認するべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 14 事故のあった東京電力福島第一原発で保管している使用済核燃料も、むつ中間貯蔵施設で貯蔵される計画になっているのか、東京電力に確認すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 15 今年 1 月に発生した能登半島地震を教訓とし、施設周辺の海底活断層及び隆起再現断層が、施設の地震動評価に与える影響の調査と審査を、国と事業者を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 16 東北電力東通原発の安全審査で、国は 1,000 万年に一度の津波への対応を求めているが、県は同様の津波対策を中間貯蔵施設でも行うよう国と事業者を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 17 施設に搬入された後に、放射能漏れ等の事故が発生し、金属キャスクの安全性に問題が生じた場合に施設で検査、補修する設備がないことから、発生元に返却するのか、又発生元が閉鎖等で補修できない場合の対応について知事はどのような説明をうけているか、知事の認識

と対応について伺いたい。

問 18 政府が核燃サイクルあるいは使用済み核燃料全量再処理の中止、または中断を決めた時点で貯蔵期限内でも搬入物の返却の確約を国及び両電力会社から得る、考えがないか、知事の見解を伺いたい。

問 19 今年エネルギー基本計画の更新が予定されているが、問 8 で指摘したように本計画で核燃サイクル事業と中間貯蔵施設の位置づけを見極めた後に本施設操業を判断することもあると考えるが、知事の見解について伺いたい。

問 20 50年以内に搬出する担保として、福島原発事故で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設から「貯蔵開始後30年以内に福島県外に搬出する必要な措置を講ずる」旨の法律が制定されたように、搬出の立法措置を国に求める考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

問 21 中間貯蔵施設に関する安全協定(案)では、両電力会社を立会人としているが、立会人の責任の内容とその果たし方が曖昧であるので、具体的に示していただきたい。
また、それはどのような公文書によって確認されているのか伺いたい。

問 22 両電力会社の責任は、搬出時期、金属キャスクの安全性等広範囲多岐であり、立会人ではなく、当事者としての責任を明確にする新たな公文書を取り交わす考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

問 23 協定(案)2条に「新たな知見を踏まえた上」とあるが、能登半島地震及び福島原発事故の反省、教訓、知見も含まれると考えるが、具体的内容について伺いたい。

問 24 協定(案)4条に「施設から搬出する」とあるが「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに関する安全協定」第3条に倣い、「両電力会社に搬出させる」とし、両電力会社の責任を明記する考えがないのか知事の見解と対応について伺いたい。

問 25 協定(案)22条の違反時の措置の規定は曖昧であり、罰則規定を設け、また、その内容によっては両電力会社の責任に関するものもある事から、両電力会社の責任の果たし方も明記する考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

問 26 本施設は、立地基本協定で両電力会社の使用済み核燃料の施設としていながら、令和3年に国と電気事業連合会が、県及びむつ市に他電力会社との「共同利用」を提案したことは協定に反し、知事は国と電事連から本施設を他電力会社が「共同利用」しない約束を得るべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 27 本施設には、プルサーマル原発の使用済み MOX 燃料を搬入しないことを、協定(案)に明記

する考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

問 28 本施設は、2棟目の操業時期が不明なことから、50年以上の長期間施設の安全性や搬出の不安等の問題に悩まされることは、県民生活と県政推進に大きなマイナスと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 29 使用済核燃料は再処理されなければ高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)として処分されることから、他原発立地自治体では、同燃料の長期保管、中間貯蔵を拒否して来たものを本県が受け入れる理由はなく、かつ多額の費用をかける経済的合理性と政策的妥当性のない本施設の操業は、国策失敗の犠牲を本県に押し付けるもので拒否すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

問 30 50年以内に搬出する再処理工場を特定できず、搬出の具体的明確な担保を得ることもせず、説明不十分な本施設の操業は、次世代に重大な禍根を残す懸念が高いことから認めるべきではないと考えるが知事の見解と対応について伺いたい。

問 31 本施設の操業を認めることは、六ヶ所の高レベル放射性廃棄物、六ヶ所再処理工場から発生する高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物、東通原発の使用済核燃料、大間原発の使用済 MOX 燃料、原船むつの放射性廃棄物及び県内原子力施設の解体で発生する放射性廃棄物等の県内からの搬出にも悪影響を与え、下北半島全域が我が国最大の「核のゴミ集積地」となる流れをつくる糸口になりかねず、青森県のイメージを損ね、子どもたちに負の遺産を増やす本施設事業は中止すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。